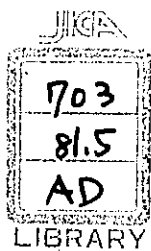


(農材)51-19

# ブラジルの農業保険制度の手引

昭和51年6月



国際協力事業団  
農業開発協力部

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4. -6	703
登録No. 03033	81.5
	AP

本資料は、ブラジル中央銀行の「農業融資の手引」(MANUAL DO CRÉDITO) から農業保険制度 (PROGRAMA DE GARANTIA DA ATIVIDADE AGROPECUARIA) の部分を業務の参考資料として翻訳したものである。

JICA LIBRARY



1025455[5]

## 目 次

1. 目的と資金 .....	1
2. 代理店 .....	1
3. 代理店の職務 .....	2
4. 受益者 .....	2
5. 事業の組み入れ要件 .....	3
6. 加入手続き .....	4
7. 記 帳 .....	5
8. 明細カード .....	6
9. 損害の認定 .....	7
10. 補償範囲 .....	8
11. 一般規定 .....	13

## 文 書 類

1. PROAGROへの農業生産者の加入に関する補足規定 .....	15
2. PROAGRO通知 .....	18
3. 損害認定調査鑑定書作成規準 .....	19
4. 借入人の損害通知状 .....	24
5. 保険請求書の発送 .....	25
6. PROAGRO申請書 .....	26
7. 調査鑑定書の発送 .....	27
8. 農業保険規定 (PROAGRO)	

ブラジル中央銀行

回状 No. 128

Sistema Nacional de Crédito Rural (農業融資ナショナル・システム)の各  
金融機関各位

農業融資規定—MCR No. 2

73年12月11日付法令第5,969号により制定された農業保険(Programa de Garantia da Atividade Agropecuária—PROAGRO)第19章をMCRに含めることになりました。上記の法令は通貨審議会(Conselho Monetário Nacional)で承認され、74年10月9日付決議第301号を74年12月23日付回状で公布されています。

2. 今回の農業保険をMCRに含める件に関する御説明は、74年12月23日付回状241号で先に発表したものに幾つかの修正をしたものです。したがって、両方の説明を比較して、以前のものに対して施した変更部分については確認下さるようお願い申し上げます。

ブラジリア(DF) 1975年3月24日

農業金融部

部長 Jose Brawdt Silva

## 1. 目的および方法

1. 農業保険（PROAGRO）は、'74年10月9日に通貨審議会が承認した'73年12月11日付法令5,969号によって設けられ、主目的は下記の通りである：

- a) 営農および（または）投資のための農業融資の返済に要する負担を農業生産者に対し免除して、家畜および栽培地に損害を与える自然現象、害虫および病気の異常発生により営農および（または）投資の遂行が妨げられた場合、その収益の全部または一部を償還する。
- b) 農業活動の開発に適切な生産技術の利用を促進奨励するものとしての機能を果たす。その程度は、上記生産技術が、農業融資の個々の適用分野、および技術援助サービスのオリエンテーションに規定されている生産手段（農業資材、機械等）に依存する度合いによる。

### 2. PROAGROの資金構成

- a) 毎年6月30日と12月の31日の、満期および（または）債務返済時点での融資の借方残高に対して計算される年に1%の増（MCR19-3-5）分。
- b) 収入補足のための通貨審議会による割当額。
- c) プログラムの不測の赤字をカバーするため、1976年以降支出されている国家予算からの定額支出。
- d) 借入人より徴収された料料金。

## 2. 代理店

1. PROAGROの代理店は、農業融資ナショナルシステム（SNCR）の母体機関の他に、営農と投資の農業融資の運用をブラジル中央銀行より委託された、上記システムの補助金融機関すべてとする。
2. SNCRの金融機関は、所定の期限内に、PROAGROへの加盟、不加盟を明確に意志表示することを要する。
3. PROAGROへの加盟拒否の意志表示は、当該金融機関が農業融資の取扱いを中断することを意味する。農業生産者または協同組合を援助する金融機関が、自らの都合でPROAGROに加盟していないという事実によって、当該プログラムの恩恵から同生産者等を除外するのは正当ではないゆえである。

### 3. 代理店の職務

1. MCR 19-5に規定する枠ごとにある一切の要件に従って、代理店は、申請人が自発的に PROAGRO に加入したいと表明した事業を当該プログラムに受け入れるものとする。
2. 代理店は PROAGRO の特典の利用を望む農業融資申請人を説得して思いとどまらせることはできないものとする。
3. 代理店は、申請を調査して、それらが PROAGRO の枠に入らない場合は、その理由を簡潔に証明し、説明するものとする。
4. いかなる事業であれ PROAGRO に加入するに当っては、代理店は、通常融資条件で融資を受けたことのある当該事業に関しては、同申請人の事業遂行能力を暗黙のうちに認めたものとする。
5. 代理店は、返済期日から30日を経過した場合は、同金額に対して、月数もしくは超過した日数分に対して月当たり10%の料金を併せて、適当する時点(MCR 5-2-3-b)で計算し、当人の借方として記帳し、取立てることを得る。返済不能期間中の貸付金は、第1回分割返済期日の1年前から1%の割増金だけを課する。
6. 事業の正常な流れに損害を与えている不利な自然現象、災害または病気のある場合、代理店は GERUR (中央銀行 農業融資部) の地方事務所に至急その旨を連絡するものとする。

### 4. 受益者

1. PROAGRO の受益者となり得るものは、下記の通りである：
  - a) 農業生産者（個人または法人）；
  - b) 協同組合；融資が下記に充当される場合
    - 1) 組合員への再配分融資(MCR 12-1-2-f) PROAGRO の適用対象事業として処理される場合。
    - 2) 組合自身によって開拓された農牧畜活動の開発。
2. 同じような不利な自然現象、同一災害、または同一の病気の発生により、同一開発事業を対象として引き続いて2回の融資を PROAGRO の適用で得た生産者は、上述の同一地域における開発に対しては、同プログラムの保護による融資を新たに契約することはできないものとする。

る。ただし、EMBRATER(Empresa Brasileira de Assistencia Técnica e Extensao Rural—国営農業技術振興開発公社)からの技術援助を可とする強い勧告を得たか、あるいは同援助対象事業として指定を受けている場合はこれを除く。

## 5. 事業の組み入れ要件

1. PROAGROに事業を組み入れるのに不可欠な要件とは次の通りである：

- a) 農業融資ナショナル・システムの母体機関、または、ブラジル中央銀行から農業融資を代行すべく正当な委託を受けている上記システムの補助機関との契約による農業融資の典型的事業を対象とする。
- b) 営農および(または)投資資金に充当され、さらに単一のプロジェクト・プランまたはそれに相当する資料に基づいている事業への融資を対象とする。
- c) MCR 19-4に規定され、自己の意志を以て当該プログラムに加入することを希望する受益者を対象とする。

2. 下記の事業および資金はPROAGROに加入することを得ない：

- a) 単独の営農資金(MCR 9-1-2-b)；
- b) 精製または工業化資金(MCR 9-4)；
- c) 漁業(MCR 14)；
- d) 農業の機械化サービス(MCR 2-1-1-c-2)；
- e) 販売資金(MCR 11-1-1)；
- f) 奨励融資を期待しての植林、および再植林事業；
- g) 明白に、かつ調査、研究、その他の証拠などからも不利とされる自然現象、災害および病気の危険にしばしば見舞われる時期および(または)場所で開発される活動、特に、それらの活動が、単に高価格収穫が期待されるという理由から不適当な時期または場所に計画される場合。ただし、市場と価格のより良い条件を検討しながら、開発と振興の専門機関によって技術的に指導され、方向づけられる開発事業は、上述の仮定には含まれない。例えば、フィードロット方式の肥育、かんがい栽培または温室栽培等がそれである；
- h) それぞれの借入主の過去3ヶ年間のいずれか2ヶ年分の収穫の平均、または、同一栽培技



術を使用する農業者による同水準の土地での実収獲よりも多い生産量と生産性を借入れ申請人が見積っているような事業；

i) 最低価格政策によって保護されている生産物を取り扱う場合にはその基準価格、また、その他の上記政策によらない場合には、最終の収穫時におけるその地方の平均流通価格より高い価格による生産物の評価で貸付金を定めんとする事業；

j) 融資契約の際に、本プログラムの特典の適用除外を条件として認可された事業。

3. 下記のもの PROAGRO の保険対象となることはない：

a) 事故発生日より以前に既に異常な操業状態であった農業融資対象事業；

b) 自動的に保険で保護されているか、あるいは、強制的に現行の法律によって保証されていない危険から生じた収益損失；

c) 農産物をその耕作地から適切な時機に移動させた後で、理由のいかんを問わず生ずる損害；

d) 牧畜生産物をその土地から適切な時機に移動させた後に立証されるその原因の種類と結果を問わない損害。

## 6. 加入手続き

1. 生産者は融資申請書に記入の際、明確に PROAGRO の保険適用の希望の有無を明記すること。

2. PROAGRO の保険対象と認められる事業への貸付証書には、下記の一項を含めることを義務とする：

“ 借受人は、'73年12月11日付法令5,969号により制定された、農業保険 (PROAGRO) への加入を表明し、当該規定および各規則、とりわけ同法令の目指すところのものおよび本証書に統合されている付属書類に含まれている内容の一切を熟知すべきものとする。 ”

3. MCR 19-6-2 に言及する書類は結局、本章の項目 1 の転載であり、代理店はこれを貸付証書のすべてに添付して、当該規定を注意深く読み、熟知した後証書最終欄に署名するよう助言する責任を負う。

4. 借受人は PROAGRO 加入に際して下記を行なう：

a) 融資金の返済に充当予定される収益を実際に得ることを一当該地方ですでに得たデータの

- 提出、もしくは、技術援助の促進等によって一正常な条件下であれば明確に保証することの可能な生産技術を厳格に利用することを約束する；
- b) 前項で指摘した一切の収入は、PROAGRO が対象とする以外の融資の返済には充当しないことを代理店に保証する；
- c) 下記の返済に充当される信用勘定科目上の借受金の回収を約束する；
- 1) 営農資金関係： 損害を受けた活動の総収入清算高；
  - 2) 投資資金関係： 借入金の返済を対象としたものであり、従って得られた収入の精算額面；
- d) PROAGROの規定および中央銀行より出されるその他の規定を尊重すると同時に、MCR 19-1-2-a と d) に規定されている割増金および料金の支払いに同意する；
5. MCR 19-6-4-c-2 の目的に鑑みて、清算所得とは、経営および（または）貸借借入金総収入額と、MCR 9-1-5-b と 6 に定める限界を基にした借受人および同家族の生計費を含めた、収入を得るための必要経費との最大差を云う。
6. PROAGRO が保険対象とする事業に関する証拠書類は、決済当日から算えて1年を経過するまではこれを破棄してはならず、またこれは金融機関に保管されるべきものとする。

## 7. 記 帳

1. PROAGRO の保険対象とされる事業は、それぞれの金融機関の簿記法に従って、それぞれの契約当日付を以て、開設された信用額によって、資産の補償勘定科目に－ CREDITOS AMPARADOS PELO PROAGRO（PROAGROが保険対象とする融資）を入れ、営農資金と投資資金にこれを小区分けし；さらに、反対の負債欄には－RESPON SABILIDADES POR GARANTIAS RECEBIDAS－ PROAGRO（PROAGRO一受入保証による責任）として記帳を行なうものとする。
2. 営農および投資の一本化された事業では、各々区分けの下にそれぞれの費目の金額を記入する。
3. MCR 19-7-1 に従って記入される会計帳簿に関する金額の減価手続きは、下記の通り

に行われるものとする：

- a) 分割返済可能な融資分については割賦金の支払いごとにその昏記帳；
  - b) その他の場合、融資の債務返済が成立した時点において記帳。
4. 取立てられた割増金（MCR 19-3-5）は、中央銀行指図により代理店の帳簿に、別項目として記帳されるものとする。中央銀行は、適当な時点でそれぞれの回収方法について通告するものとする。
  5. 当該プログラムが保険対象とする融資金の信用勘定科目一覧表に記載される金額は下記のプライオリティの順に使用すべきものとする。
    - a) PROAGROの課する1%の割増金、および料料分の手当て（MCR 19-1-2-aおよびd）。
    - b) 負債の元金償却。
    - c) 雑附属品目の支払い。
  6. MCR 19-7-5に含まれる規定の違反の結果に対して代理店は責任を負うものとする。

## 8. 明細カード

1. PROAGROが保険対象とする事業の契約日に、代理店は、MCR 7-5に規定する明細カード一式に必要事項を書込むものとする。
2. 明細カード（文書6-MCR 7）は4通（白、緑色、黄色、ピンク）作成されるものとする。
3. PROAGROが保険対象とする融資には当該事業名略号の前にプログラムの頭文字をつけなければならないものとする。

例

PROAGRO EA 75/160； PROAGRO EP 75/20；

PROAGRO BID EIP 75/57； PROAGRO BIRD EP 75/29；

4. しかるべく記入した上、各カードを、下記の宛先に送付する。
  - a) 1通目と3通目は、本書の文書2の書式に従って送り状をつけて、ブラジリアの中央銀行農業融資部（GERUR/DIESP）宛に送付する。
  - b) 2通目は各事業の必要書類に添付するものとする。

- c) 4通目は切り離して、金融機関にファイルされるものとする。
- 5. 独自のナンバリングを施した送り状は、翌月の20日までに、本店宛てに毎月送付するものとし、直前の月に進行した事業に関するカードをこれと併せて送るものとする。
- 6. 特定の契約適用月間に事業実績がない場合、その旨を代理店は翌月20日までに連絡するものとする。
- 7. 毎年、1月20日までに、代理店は、テレックスによりGERUR/DIESPに、前年に送出した最後の送り状または連絡の番号を報告するものとする。

## 9. 損害の認定

- 1. 予期した収益に損害を与える事由(MCR19-10-1)が発生した場合、借入人は、当該事件を、15日以内に、確実にPROAGROの代理店に連絡するものとする。
- 2. 同届出が提出された後に損害認定処理が開始されるものとし、連邦技術援助部(EMBRATER '74年11月6日付法律6,126号第5条の規定により創設された州立機関)または、農務省あるいは農務省の委任によりEMBRATERがその職務遂行を特に信任した民間機関も含めたその他の機関が事実調査の任に当るものとする。
- 3. MCR19-9-2に述べるように、連邦技術援助部の指示は、中央銀行がPROAGROの代理店に対して通達し、中央銀行はそのため農務省および(または)EMBRATERと調整しておくものとする。
- 4. 調査の実務代行を委任され、信任された技術援助部一連邦、州あるいは民間のものいかに問わず一は実施した調査に対する報酬を当然受けるべきものとする。それについては、各場合に応じて、中央銀行との調整を行なうものとし、所要経費はPROAGROの資金が負担する；次のようなケースは保険対象より外される。借入人の悪意または詐欺行為の意志が証明された場合と事業がPROAGROの対象事業となるべきものではなかったことが明らかになった場合とがそれである。調査に要した費用はPROAGROの代理店が負担するものとするが、代理店は、上記のケースについては借入人から経費を取り立て、補償させることを得る。
- 5. MCR19-9-1に述べる連絡を受領した後に、PROAGROの代理店は直ちにGERURの地方事務所へ通知することによって、発生した損害の認定調査の実施を、管轄の委任を受け

た技術援助部に対して要請を行なうことを要する。ただし、代理店が、直接または間接的に関係を有する技術機関および（または）、自己に直属する者に調査を依頼することは禁じられている。

6. 調査の実施を委任された技術援助部は、問題の融資に関するあらゆる要素と情報を供給され、その使命遂行に必要な作業を果すのに要する一切の便宜を与えられるものとする。
7. 損害の認定は、本書の文書3に従って作成される認定書に記載することによって行なうものとする。当該認定書はGERURの地方事務所を通じて、ブラジリア（DF）の中央銀行農業融資部（GERUR）に廻送すべく、代理店に手渡されるものとする。
8. 技術援助部の調査認定書の作成時点は次の通り：
  - a) 全面的な損害の場合—事件発生の確認後直ちに。
  - b) 部分的な損害の場合—事件の確認のため指名された技術者が現場確認した時点、および融資の認可の対象とみなされる物件から最終的な収入が実現し、精算可能となる時点。事件発生日から物件の収穫時までの間の融資に附随する一切は、PROAGROの代理店の技術援助がその責を負うものとする（MCR 1-3-8）。
  - c) 部分的損害と全面的な損害の場合に関する調査の予備報告書と最終認定書は、事業の満期日までにPROAGROの代理店あてに提出されるものとする。
9. 代理店および（または）中央銀行は、適当と判断した場合、認定書の補足または新たな調査の実施を請求することができる。
10. 本件に関するあらゆる通信物は、書留で、送られるか、または、領収証と引換えて渡されるかしなければならない、さらに、受取人も調書に記載することを要する。
11. 多数の生産者が係わりを持った内容の事件である場合には、中央銀行は、農務省および（または）EMBRATERと協同一致して、損害の認定調査を実施するため特別規定を設けることができるものとする。

## 10. 補償範囲

1. 農業活動が、当該プログラムの保険対象となる融資の正常な債務返済に充当するのには予期される収益が充分でない程度に、損害を受けた借入人は、PROAGROの補償範囲として下

記の場合、救済されるものとする：

- a) 損害の原因が、疑いもなく、下記の事象の中のいずれかに該当する場合：
    - 1) 大雨、霜、ひょう、かんぱつ、たつまき、冷風、強風、気温の激しい変動、雷、一般に、突発的な自然現象とその直接的、間接的な結果；
    - 2) 駆除、コントロールまたは予防の方法が普及していないか、あるいは技術援助機関の判断によれば、技術的にもまた経済的にも、同駆除の実施が不可能な病気または疾病；
  - b) 当初に見積られた生産高は、技術援助機関によって、事件後、再評価され得るものとする。
2. PROAGROの補償範囲の計算に当っては、下記の仮説のうちのひとつ、もしくは同時にふたつが生じているか否かを識別することを要する：
- a) 農牧畜経営資金のような、一括返済性事業—PROAGROの補償範囲の計算は、事件発生以来勘定科目一覧表に記載された資本（元本）の最大残高—を基礎とする。このことは、借入人が、事件発生後、追加融資を利用することが得策とした場合、それを利用する可能性を示している。この場合の判断は代理店が行なりものとし、経営上の損害を少なくする上で有効である場合にのみ発動させるものとする。
  - b) 定期分割返済性事業  
PROAGROの補償範囲計算に当っては、仮に当該事業の期限が1年以上にわたる場合も、事件の影響を受けた生産期間に返済される割賦金の中に含まれる資本（元本）金額部分を基にするものとする。
3. 下記いずれかの仮説に基づいて、PROAGROの補償範囲を、下記に相当する線で上限とすることを得る：
- a) 事件発生日現在を以て精算する見積り可能な元本（MCR19-10-2）の80%；または
  - b) 正常な返済見込分として当初に予測した収入額の48%。
- 上記の仮説のうち、融資期限が結果的により短いものを優先するものとし、当該額面をPROAGROの補償範囲の限度とする。
4. MCR19-10-3の限度を尊重しつつ、PROAGROの補償計算に当っては、事業の認可対象たる収入源泉から（災害にもかかわらず）あげられる収入も考慮に入れるも

のとする。ひとつ以上の農園（ただし組合せた耕地は除く）の営農資金融資では、それらの各々に別個に生じた収益の損失を併せてPROAGROの補償の対象とみなされる。したがって、種々の仮設を設けることが可能であり、以下にその主なるものを列示する：

№ 1 事件発生後、融資を追加利用していない場合で全損のケース

例 I

a) 融資の認可対象たる予測された収入額	100,000
b) 融資の限度 ( a の 60% )	60,000
c) 事件発生日現在計算可能な元本	50,000
計 算 ;	
c の 80%	40,000
a の 48%	48,000
d) PROAGROの補償額 ( 最低額 )	40,000

例 II ( 北部および東北部のみ対象 )

a) 融資の認可対象たる予測された収入額	100,000
b) 融資限度 ( a の 80% )	80,000
c) 事件発生日現在計算可能な元本 ( MCR 19-10-2 )	70,000
計 算 ;	
c の 80%	56,000
a の 64%	64,000
d) PROAGROの補償額 ( 最小値 )	56,000

№ 2 事件後に融資を利用した場合で全損のケース

例 III

a) 融資の認可対象たる予測された収入額	100,000
b) 融資限度 ( a の 60% )	60,000
c) 事件当日現在計算可能な元本 ( MCR 19-10-2-a )	30,000
d) 事件後の元本 ( MCR 19-10-2-a )	40,000

計 算；

c の 8 0 %	24,000
d の 8 0 %	32,000
a の 4 8 %	48,000
e) PROAGRO の補償額 (最小額)	24,000

№ 3 事件後、融資を利用しなかった場合で部分損のケース

例Ⅳ

a) 貸付金の返済用として予測した収入額	
— 農業活動の確定所得	40,000
— 牧畜活動の確定所得	30,000
— 貸貸収入	30,000
	100,000
b) 融資限度 (投資資金)	150,000
c) 割賦金中の計算可能な元本 (MCR 19-10-2)	50,000
d) 融資の際に算定した価格に対して実際に得た収入額 (予想額面よりも少額)。	
または、仮に市場価格がそれを上回る場合は市場価格をとるものとし、技術援助機関がその旨認定する。	40,000

計 算；

c の 8 0 %	40,000
a の 4 8 %	48,000
(c - d) の 8 0 %	8,000
e) PROAGRO の補償額 (最小値)	8,000

№ 4 事件発生日以降に融資を利用した場合で、部分的損害のケース (MCR 19-10-2-a)

例Ⅴ

a) 融資の認可対象たる予測された収入額	100,000
b) 融資限度 (a の 6 0 %)	60,000



c) 事件発生日現在計算可能な元本	20,000
d) 事件後の元本 (MCR 19-10-2-a)	50,000
e) 融資の際に算定した価格に対し実際に得た収入額 (予想額面よりも少額)。 または、市場価格がそれを上廻る場合には、市場 価格をとるものとし、技術援助機関がその旨認定す る。	25,000
計 算 ;	
c の 80 %	16,000
a の 48 %	48,000
( d - e ) の 80 %	20,000
f) PROAGROの補償額 (最小値)	16,000

5. PROAGROの補償相当額は、貸付勘定科目一覧の資金より支出されるが、MCR 19-6-4-eに定める方法で実際に得た収入の回収後に初めて支払われるものとする。
6. 代理店は、前項の要求をすべて満たすまでは、PROAGROの補償範囲に関する金額の支払い請求をGERUR (農業融資部)にすることはできないものとする。
7. PROAGROの返済金は、借入人が代理店に請求し、それぞれの申請書 (本書の書類4)は、書類5-MCR 19の書式による連絡文書により、GERURの地方事務所を通じて、代理店から中央銀行に送付される。同連絡文書には、各年ごとに更新される通し番号を、頭にその年の末尾2ケタをつけて付すものとし、下記の書類のコピーを同封する：
  - a) 不動産登記書類；
  - b) 融資申込み書 (MCR 2-3-1)；
  - c) 設計図，事業概要及び意図，もしくはそれに相当する各書類。同書類には、申請に関する調査と信用認可内容が記載されること (MCR 2-5)；
  - d) 農業融資証書；
  - e) 損害の認定調査を含めて、実施されたいっさいの調査の鑑定書 (MCR 7-2-1と2)；
  - f) 各融資の勘定科目一覧の概要。

8. 中央銀行は、仮に同行の判断により、プログラムの実施を定める規定のいずれかに違反している場合に、PROAGROの補償請求を、全部または一部、却下する権限を付与されている。
9. PROAGROの補償額の支払いは、GERURが代理店の本店を管轄する地方事務所を通じて行ない、また、代理店に直接支払って借入人の勘定科目一覧に同額を直ちに貸方に記入することによって行なり。
10. 代理店は、30日以内に、同一地方事務所を通じて、該当する信用通知のコピーを送付することにより、補償額の割当てを証明するものとする。手形は受領日当日に組むものとする。

## 11. 一般規定

1. PROAGROは、CMNが承認した規定としての、'73年12月11日付法令第5,969号の決定に従い、中央銀行が管理する。(書類8-MCR19)
2. PROAGROの保険対象とする事業では、農業融資規定(Manual do Crédito Rural - MCR)の指導、とりわけ、本書の指導と中央銀行から出される特別補足規準を順守するものとする。
3. MCRの規定、特に本書のものと中央銀行が出した補足的指示に違反した場合、中央銀行の判断により、代理店、借入人および技術援助機関はいかなる融資事業にも参加することを得なくなることもあり得る。その場合、その他の法的および適用される規定の権利が侵害されることを意味しない。
4. 損害の精算に関する決定について、損害を受けたと判断される当事者の申告により、'73年12月11日付法令第5,969号第6条に述べる特別委員会(Comissao Especial)に提訴することを得る。
5. GERURは、下記の場合、PROAGROの補償対象融資の勘定科目一覧が示す残高を再融資することを得る：
  - a) PROAGROの補償額を上記の勘定科目一覧に、代理店が貸方として記入する；
  - b) 信用証書は、前項a)の手段を取った後に正式に延長する。
6. GERURの金融代理店としての委託を受けていない金融機関も、次項に述べる書類と共に送られるべき申請によって、前項の目的のための委託を受けるものとする。当該委託は、代理店

が自己の“承認”(De acordo)の印をおした特別連絡文書のコピーを発送することにより有効となる。

7. 再融資の申請をするために、代理店はブラジリア(DF)のGERURあてに、農業融資地方事務所を通じて、MCR-19書類6の書式による申請書を送付するのとする。
8. 申請を承認可能と判断した場合、GERURは当該地方事務所に対し、MCR24の規定を遵守すれば同範囲内において、申請に係わる再融資を行なうことを承認する旨直ちに通告するものとする。

PROAGRO - 農業保険

PROAGRO への農業生産者の加入に関する補足規定

- №1. 本規定は、PROAGROの加入者である、本状の署名者によって現在署名された農業金融証券を構成する全体の一部である。
- №2. PROAGROに加入することによって、農業生産者は、農業融資業務を委託された金融機関との契約により、営農資金および（または）投資資金の融資金の80%までの補償を保証される。
- №3. 上記の便益は、債務の返済に相当することを予定した収益を、全面的にまたは部分的に、危殆に陥せしめるような家畜と農園に対して有害な自然現象、害虫および病気が異常発生したことにより、借入れ債務の返済が明らかに困難となったことが確認された時点において授与されるものとする。
- №4. 予想した収益に損害を与える自然現象、害虫および病気とは下記の通りとする：
- a) 大雨、霜、ひょう、かんばつ、たつき、冷風、強風、激しい気温の変動、雷、その他いっさいの自然現象およびその直接、間接的結果；
  - b) 病気または疾病であって、その駆除、抑制、あるいは予防の方法が一般に流布していないか、または当該駆除が技術的にも経済的にも実行不可能であると技術援助機関により判断されたもの。
- №5. 下記はPROAGROの補償範囲を計算するための予備的条件であり、農業生産者がそのいずれに合致するかを判定する：
- a) 融資対象たる当該営農資金による活動からの総収入を負債の償還のために回収する自己の生産量を全面的に損失した農業生産者のみが、上記の条件を免除される。
  - b) 融資勘定科目一覧の貸方に記載されているものの他に、場合によっては、他の農業活動または土地あるいは牧場の貸貸から、同一農業活動期間中に得る確定所得もまた貸方に記入す

る。当該確定所得も、借入れ融資の返済に充当すべきものとみなす。

№6. いかなる仮設に基づく場合でも、PROAGROの補償範囲は下記相当額面を超えることとはできない：

- a) 事件発生日現在で精算した債務の元本の残高の80%；もしくは、
- b) 融資の正常な返済用として当初予定した収入額の48%。

註一 上記のふたつの仮設の中で、補償額の最も少ない方が優先し、同額面をPROAGROの補償範囲の限度とする。

№7. 下記の場合はPROAGROの補償を受ける権利を持たないものとする：

- a) 事件発生日時以前に、その進行状況が異常であった農業融資対象事業；
- b) 保険で自発的に保護されているかあるいは強制的に現行の法規によって保証されていない危険の結果として生じた収益損；
- c) 農産物を耕作地から時機を得て移動した後において、その原因の種類を問わず、発生する損害；
- d) 畜産物を牧場から時機を得て移動させた後において、その原因の種類を問わず、発生した結果生ずる損失；
- e) 同一農園において、同一の不利な自然現象、害虫または病気により、連続する2回の事業でPROAGROの補償を受けた生産者は、同一段落地における農園に関しては、当該PROAGROの保険対象たる新規融資を契約することはできない。ただし、EMBRATERまたは同会社の指示した技術援助機関が肯定的推選を行なう場合は別とする；
- f) 明らかに、かつ、研究、調査およびその他の証拠から見て、不利な自然現象、害虫および病気などの危険にしばしば遭遇することが自明である時期および（または）場所に開発した活動。特にそれらが単なる高価格収益を期待し、その目的だけで不適当な時期または場所に計画された場合。ただし、フィードロット方式の肥育、かんがい栽培または温室栽培その他EMBRATERによってオリエンテーションを受けた活動のように、市場と価格のより良い条件を調査し、かつ技術的に指導された開発活動は、上記の仮説の中に明らかに含まないものとする。

№8. PROAGROに加入することにより借入人には下記の義務が生じる：

- a) 正常な条件下であれば、融資金の返済に充当するに足ると予測された収益を実際に得ると

とを保証—当該地方において既に公認されたデータを提出するか、もしくは利用する技術援助機関の推薦を得るか、そのいずれかによって—するに足る生産技術を採用し、与えられた信用によって準備された、例えば、農業資材、機械等の生産手段を利用すること；

b) PROAGROによってすでに保険、保証された貸付金の返済に予定した収入を、当該保険対象として保護されたその他の融資と一諸にしてはならない；

c) 事件の内容を問わず、予測した収入に損害を与える可能性のある事件の発生した場合は、その旨の連絡文書を書留め、もしくは受領書と引替えに即刻金融機関に通知するものとする。事件の発生した日から算えて15日以内に上記の通りに実行されない場合は、PROAGROの便益を失なうものとする；

d) ブラジル中央銀行が公布するPROAGROの法規のその他のあらゆる条件、ならびに、同銀行の発令する、補足規定を受け入れること。同様に、融資金の負債残金に対し年に1%の割増金を支払う。これは毎年6月30日と12月31日の貸付金の返済期日と決済日に、計算の上請求される。上記割増金を指定期日に支払わない場合には、所定の日から算えて30日後からその支払いまでに経過した月または日数により、その額につき10%の料金をPROAGROあてに支払わせることは了解済みである。

№ 9. PROAGROの保証を融資にいったん与えた上は、いかなる場合にも、前項に述べた1%の割増金の支払いは免除されないものとする。

C I E N T E :

---

借入人名称と署名

M C R 1 9 文書 No 2

PROAGRO 通知 71

\_\_\_ 月 \_\_\_ 日 197

宛 先

ブラジル中央銀行

農業融資局 - GERUR

ブラジリア (DF)

拝啓

PROAGRO - 明細書類 - M C R 1 9 - 8 の規定に従って、19 \_\_\_ 月に PROAGRO の保険  
対象として契約された下記の事業に関する明細書を本状に同封致します。

敬 具

融資代理店

同封： 明細書類 \_\_\_ セット

損害認定調査鑑定書作成規準

備考

1. 鑑定書は2通提出するものとする。
2. 下山のB項とC項の情報は開発された各耕地または飼育場について別々に提出のこと。
3. 全損ケースを取り扱う場合、鑑定書は事件直後に作成し、直ちにPROAGROの代理店に渡されなければならない。部分損ケースの場合には、予備鑑定書と最終鑑定書（MCR19-9-8-b）は、場合に応じて、最大限に遅くとも事業または貸付金の満期日までにPROAGROの代理店に発送すること。
4. その収益を貸付金返済用に考慮した農地ごとにひとつの鑑定書を作成するものとする。
5. 項目はくり返し、呈示されている順に回答を記入するだけでよい。
6. 場合により、融資対象の農地で以前に経験した失策に関する情報を付け加えるなければならないものとする。

A 鑑定確認書

I 一事業内容関係

- a) 鑑定書の作成日
- b) 借入人氏名
- c) 信用証書の見出記号，番号，月日：
- d) 融資の目的
- e) 事件によって返済困難となった債務の額面ならびに満期日：
- f) 利用された融資の金額（調達費消した資金総額を記す）：
- g) 事件内容、ならびに同発生日時

II 一土地関係

- a) 名称：



- b) 位 置(地区，郡，州)

## B 営農内容

### Ⅲ 一定所得を融資返済に充当予定の耕作内容(営農資金の事例)

- a) 品種と種類(綿，米等々)、および経営システム(個人経営，組合経営等々)；
- b) 融資対象面積(ヘクタール)；
- c) 耕作面積(ヘクタール)；
- d) 事件発生態態の正常ないし異常の別；
- e) 事件発生日現在の作物の成長段階；
- f) 融資を用いて用意された生産手段を検討した場合、借入人が使用した生産技術は適切であったか否か？；
- g) 実際に得た生産量(部分損ケースの場合、最終的に精製した収穫物の具体的な量を記す)；
- h) 総収入(部分損のケースを取り扱う場合、精製した生産物を売却して得た総額をCr\$で記す)；
- i) 損害見積額(品物の数量とそれぞれの金額をCr\$で記す)；
- j) 生じた損害がもつばらPROAGROの保険適用対象である原因によるものである場合、当該損害に関する資料を明示一個々に明白にし、そうでない場合は、その他の原因により生じた損害額をCr\$で記す。その他の原因は明細に列挙するものとする。

### Ⅳ 一定所得を融資返済に充当予定の耕作内容(投資々金の事例)

- a) 品種と種類(綿，米，等々)および営業システム(個人経営，組合経営等々)；
- b) 融資の認可対象となった耕作予定面積
- c) 耕作済み面積(ヘクタール)；
- d) 事件発生態態の正常ないし異常の別；
- e) 事件発生時点での作物の成長段階；
- f) 融資を用いて用意された生産手段を検討した場合、借入人の利用した生産技術は適切であったか否か？；
- g) 損害見積額(品物の量とそれぞれの金額をCr\$で記す)；

- h) 最終的に得た収穫の評価、部分損のケースを扱う場合。(品物の量とそれぞれの金額をクルゼロで記す)
- i) 生じた損害がもつばら PROAGRO の保険適用対象である原因によるものである場合、その原因を列挙し、さらに、そうでない場合には、その他の原因によって生じた損害を Cr\$ で表示し、またそれらの原因を明細に列挙するものとする。

### C - 牧畜経営

#### V 総所得を融資返済に充当予定の牧畜(営農資金の事例)

- a) 種類(牛, 豚, 等々)および経営システム(個人経営, 組合経営等々):
- b) 系統または交配の程度:
- c) 収入の当初の見積りに当り基礎とした頭数資料を記す:
- d) 事件発生前の飼育頭数を記す:
- e) 事件発生で損失した頭数を記す:
- f) 融資金の返済に充当予定の収入の内訳(肉, 乳, 卵等々):
- g) 事件発生態様の正常ないし異常の別:
- h) 融資を用いて設置した生産手段を検討した場合、借入人の利用した生産技術は適切であったか否か? :
- i) 実際に得た生産量(頭数, リットル, ダース, 等々)(最終的に精製した品物の数量):
- j) 総収入(精製した生産物を売却して得た総額、Cr\$ で表わす):
- l) 損害評価額(生産物の具体的な数量→頭数, リットル, ダース, 等および、それぞれの金額を Cr\$ で表わす):
- m) 受けた損害の原因が PROAGRO の保険対象となるものばかりである場合—その原因を明記—、および、その反対の場合はその他の原因による損害の額面を、Cr\$ で表わし、後者のその他の原因は明細に列挙するものとする。

#### V 確定所得を融資返済に充当予定の家畜(投資資金の事例)

- a) 種類(牛, 馬, 等々)および経営システム(個人経営, 組合経営等々):
- b) 系統または交配の程度

- c) 収入の当初の見積りに当り基礎とした頭数資料を記す：
- d) 事件発生前の飼育頭数を記す：
- e) 事件の発生により損失した頭数を記す：
- f) 融資金の返済に充当予定の収入の内訳（肉，乳，卵等々）：
- g) 事件発生態様の正常ないし異常の別：
- h) 融資を用いて設置した生産手段を検討した場合、借入人の使用した生産技術は適切であったか否か？：
- i) 損害評価額（生産物の具体的な数量－頭数，リットル，ダース，等々－およびそれぞれの金額をCr\$で表わす）：
- j) 実際に得た生産量（頭数，リットル，ダース，等々）。部分損ケースを取り扱う場合：
- l) 上記j項で述べた生産量の出荷を通じて実際に精算確定した総収入額をCr\$で表わす：
- m) 受けた損害の原因がもつばらPROAGROの保険の対象となる原因ばかりである場合には、その原因を明記し、さらに、その反対の場合には、他の原因により受けた損害額をCr\$で記し、また、それらの原因を明細に列挙するものとする。

#### D その他の収入

- VII 融資金の返済に充当する予定であったその他の収入を記す。土地と牧場の賃貸によるものを含めて、それらの源泉を明細に列挙する。

#### E 付加経費

- VIII 融資金の対象とされず、また、前記の諸項目においても控除されず、確定収益を得る上で必要とはされない、その他の経費を記す。その中には、MCR 9-5-1-bと6に設けられた規定によって、融資を受けた者とその家族の生活費を含む。

#### F その他の情報

- K 事件の影響を受けた地理上の面積と、同農園の位置する地方と比較した場合の被害の程度。
- X 利用した融資金が、それぞれの予算枠の中で予定した目的に完全に使用されたか否か？

- XI 借入人は、農地と飼育場に残った生産物を利用するため、あるいは、その他いかなる形にせよ損害を減らすため、自己の力の及ぶ限りの手段を尽したか否かを報告する。同目的に照して、発動されていないその他の有効な代替措置があるはずであり、それを指摘する。
- XII 必要あるいは適切と判断されたその他の資料を、その内容を問わず付け加える。

---

技師のサインと氏名

(所轄機関)

借入人の損害通知状

宛先 \_\_\_\_\_ 銀行  
\_\_\_\_\_ 部

拝啓

PROAGRO一本状により農業保険（PROAGRO）を適用下さるよう申請致します。当該保険条項に規定される原因により申請人の農圃の受けた損害に露みて、申請人の収入は貴銀行と結んでおります農業融資金に関する約定を履行する上で確実に不十分であるものと思われま

す。よって、申請の目的に沿い、下記の通り明記致します。当該損害は、1（事件の種類）2（月日）に、面積約3ヘクタール、6に位置する、5（呼称）農圃における、4の申請人の耕作地または飼育場に発生した被害の結果であり、融資対象額は7クルゼーロ、8として契約されたものです。

地域および月日 \_\_\_\_\_

氏名と署名 \_\_\_\_\_

CPFまたはCGCM \_\_\_\_\_

調査を担当する技術援助機関の指定

機関名 \_\_\_\_\_

月日とPROAGROの代理店の署名 \_\_\_\_\_

申請通知の受領

月日と機関の署名 \_\_\_\_\_

MCR19 文書 № 5

保険請求書の発送

保険請求 7 /

宛先

ブラジル中央銀行  
農業融資部—GERUR  
ブラジリア (DF)

拝啓

PROAGRO — 保険請求書のコピーを同封お送り申し上げます。当該請求書は、\_\_\_\_\_ (事業の月日) に調印された、事業 (頭文字と番号) の責任者である当方の借入人 \_\_\_\_\_ (氏名) が作成致しました。

2. しかるべき評価を頂くため、当方の所見 (肯定的, 否定的見解を併せ) と共に、MCR19-10-7 に定める書類一式を同封申し上げます。

敬具

代理店 \_\_\_\_\_

MCR 19 文書 No 6

PROAGROの申請書 No 7 1

融資代理店 \_\_\_\_\_

ブラジル中央銀行  
農業融資部 (GERUR)  
ブラジリア (DF)

拝啓

PROAGROにより保険対象として農業生産者に特許した融資金を下に明記致します。当該債務残高は返済延期となります。MCR 19-11-5に定める権利により、それぞれの額面の再融資を申請致します。

再融資税 \_\_\_\_\_ %

所在地と月日

認定取得人の署名

借入人	事業名称			PROAGROの 補償額 CrS	延期された残高	
	番号	月日	金額 - CrS		金額 - CrS	満期日

MCR19 文書№7

調査鑑定書の発送

所在地と月日 \_\_\_\_\_

宛先銀行 \_\_\_\_\_

代理店 \_\_\_\_\_

拝啓

PROAGO - 6 (月日) 付書状第 5 号において当代理店の申請により、借入人 3  
(氏名) と、事業 4 (頭文字と番号) に関する調査鑑定書 2 (予備調査  
ないし最終調査) 1 通を同封、御送付申し上げます。

敬具

\_\_\_\_\_  
責任者氏名(技術機関)

PROAGROの代理店

上記鑑定書は \_\_\_\_\_ (月日) に受領した。

\_\_\_\_\_  
代理店 名前とサイン